北上市会計規則の一部を改正する規則

北上市会計規則（平成６年北上市規則第７号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（備品整理等） 第１１９条　［略］ ２　出納員は、前項の規定により備品記録票を作成した場合は、備品受入兼払出命令票に物品使用者から受領印を徴するとともに、備品整理票を作成して当該備品に付さなければならない。ただし、備品の性質形状等により備品整理票を付すことが適さないものについては、この限りでない。	（備品整理等） 第１１９条　［略］ ２　出納員は、前項の規定により備品記録票を作成した場合は、備品整理票を作成して当該備品に付さなければならない。ただし、備品の性質形状等により備品整理票を付すことが適さないものについては、この限りでない。
（所管換え） 第１２１条　［略］ ２・３　［略］ ４　第２項の規定による所管換命令を受けた出納員は、速やかに当該所管換えに係る備品を受け入れる出納員に対し、当該備品の引渡しを行うとともに、備品所管換命令票に当該所管換えに係る備品を受け入れる出納員の受領印を徴しなければならない。	（所管換え） 第１２１条　［略］ ２・３　［略］ ４　第２項の規定による所管換命令を受けた出納員は、速やかに当該所管換えに係る備品を受け入れる出納員に対し、当該備品の引渡しを行わなければならない。
５　所管換えに係る備品を受け入れる物品管理者は、第１１８条の規定に準じて出納員に対し、出納命令を発しなければならない。	５　前項の規定により備品の引渡しを受ける物品管理者は、出納員に対し、備品所管換命令票を回議する方法により第１１８条に規定する出納命令を発しなければならない。 ６　所管換えに係る備品記録票及び備品整理票については、第１１９条の規定を準用する。

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。